

定額給付金の受け付けが始まりました

問い合わせ
役場企画課
☎(293)3118

4月から定額給付金の受付を開始します。
申請の手続方法や「だれがもらえるの?」「手続方法は?」「最近子どもが生まれたんだけど・・・」など疑問にもお答えします。

Q だれがもらえるの?

A 2月1日に町に住んでいる人です

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日(この日を「基準日」といいます)に町の住民基本台帳に記録されている人です(※)。申請を行って給付を受けるのは、原則として基準日での世帯の世帯主です。世帯の一人ひとりが申請を行うものではありません。(注意を！)

※基準日に日本国内で生活していて、どの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ基準日後初めて大津町の住民基本台帳に記録されたことになった人を含みます。

Q どうやってしたらもらえるの?

A 申請しなければ辞退したものとみなされ、支給されません。必ず申請を!

Q いくらもらえるの?

A 12,000円が20,000円が給付されます

- 65歳以上の人、18歳以下の人
1人当たり……………20,000円
- それ以外の人
1人当たり……………12,000円
が支給されます。

Q 申請のやり方は?

A 申請方法は3種類あります
役場に行かなくて、待ち時間もない
「郵送申請」をお勧めします

- ① 郵送申請方式 申請者(世帯主かその代理人)が申請書を郵送で町に提出して、町が申請者の金融機関の口座に振り込む方式
- ② 窓口申請方式 申請者が申請書を役場の窓口や公民館などに提出し、町が申請者の

Q いつから受け付けるの?

A 申請受付開始日と申請期限は申請方式で変わります

- 申請受付開始日……………4月1日(水)
 - 申請期限……………10月1日(木)
- (「郵送申請方式」の場合は当日消印有効)
※「窓口現金受領方式」は、金融機関の口座を

Q まだわからないことがあるんだけど…

A その他、ご不明な点があったら、お気軽にお問い合わせください。

持っていない人など、振込による給付が困難な人が対象です。

定額給付金の受け付けが始まりました

4月は休日の受付も行っています

4月は、役場で休日も受付を行います。申請書の記入方法が分からないときに各地域を巡回して、受付を行います。役場は、平日は大変混雑します。平日を避けて休日受付をご活用ください。

巡回日	場所	役場 4階 大会議室	
4月4日(土)	午前9時～正午 内牧公民館 鍛冶公民館 野外活動等研修センター	役場 4階 大会議室	
	午後1時～4時 外牧公民館 大津東区コミュニティセンター 上中御願所 コミュニティセンター		
4月5日(日)	午前9時～正午 瀬田地区生活改善センター 森公民館 矢護川コミュニティセンター		
	午後1時～4時 錦野地区農業研修センター 町生涯学習センター 小林公民館		
4月11日(土)	午前9時～正午 下町公民館 大津保育園 平川地区公民館分館		
	午後1時～4時 岩坂公民館 桜丘団地集会所 仮宿地区研修センター		
4月12日(日)	午前9時～正午 町人権啓発福祉センター 灰塚公民館 杉水地区公民館分館		
	午後1時～4時 陣内地区公民館分館 高尾野公民館 下猿渡公民館		
4月18日(土)	午前9時～正午 午後1時～4時		役場 4階 大会議室
4月19日(日)	午前9時～正午 午後1時～4時		

「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の問い合わせ」にご注意!

定額給付金を装う不審電話が全国で相次いでいます。定額給付金のご連絡や給付については電話での連絡は行っていません。十分注意して、被害の防止に努めてください。

町や総務省などがATM(銀行・コンビニにある現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付のために、手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。

町や総務省などからの電話や不審な郵便物が届いたら、すぐ役場や大津警察署(または振り込め詐欺相談ホットライン ☎(381)2567)にご相談ください。

お願い
窓口での申請は、窓口が大変混雑すると予想されます。自宅で記入して、待ち時間も無い郵送での申請をなるべくご活用ください。

忘れないで!
また、申請書を提出する際は、次の書類を申請書の裏に貼り付けてご提出ください。

- 申請者の公的な身分証明書(運転免許証、パスポートなど)の写し
- 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(力ナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

金融機関の口座に振り込む方式
③ 窓口現金受領方式 申請者が申請書を役場の窓口へ提出し、後日、「町が指定した日」に窓口で現金を受領する方式

